



2025 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社日新

代表者名 代表取締役社長 筒井 雅洋

(コード番号 9066 東証プライム市場)

問合せ先 取締役専務執行役員 管理本部長 栗原 智

(TEL. 03-3238-6555)

(訂正)「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部訂正について

当社が 2025 年 5 月 12 日に公表いたしました標記開示資料について、株式会社 BCJ-98 (以下「公開買付者」といいます。) が、2025 年 5 月 23 日付で、追加で、複数の個人株主及び法人株主との間で、これらの者が所有する当社の普通株式 (以下「当社株式」といいます。) の全てについて、公開買付者による当社株式に対する金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。) 及び関係法令に基づく公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) に応募する旨の応募契約を締結したことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、お知らせいたします。訂正箇所には下線を付しております。

また、標記開示資料の (参考) 「株式会社 BCJ-98 による株式会社日新 (証券コード: 9066) の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」 (別添) の記載内容に一部訂正がございましたので、添付のとおり訂正いたします。

記

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025 年 5 月 12 日付で、当社の創業家である (i) 筒井雄一氏 (所有株式数: 89,625 株、所有割合: 0.61%)、(ii) 磯部千恵子氏 (所有株式数: 80,000 株、所有割合: 0.54%)、(iii) 筒井明子氏 (所有株式数: 66,136 株、所有割合: 0.45%)、(iv) 雅洋氏 (所有株式数: 62,701 株、所有割合: 0.43%)、(v) 東山紀子氏 (所有株式数: 57,320 株、所有割合: 0.39%)、(vi) 筒井昌隆氏 (所有株式数: 48,895 株、所有割合: 0.33%)。以下「昌隆氏」といいます。)、(vii) 筒井長彌氏 (所有株式数: 19,800 株、所有割合: 0.13%)、(viii) 筒井亮平氏 (所有株式数: 19,400 株、所有割合: 0.13%)、(ix) 筒井啓雄氏 (所有株式数: 18,740 株、所有割合: 0.13%)、(x) 筒井敦子氏 (所有株式数: 16,310 株、所有割合: 0.11%)、(x i) 筒井健司氏 (所有株式数: 15,100 株、所有割合: 0.10%)、(x ii) 筒井俊輔氏 (所有株式数: 4,800 株、所有割合: 0.03%)。以下「俊輔氏」といいます。及び (x iii) 雅洋氏のその他親族 6 名 (所有株式数の合計: 65,233 株、所有割合の合計: 0.44%)、並びに (x iv) 中西富貴雄氏 (所有株式数: 50,300 株、所有割合: 0.34%)、(x v) 中西大輔氏 (所有株式数: 32,880 株、所有割合: 0.22%) 及び (x vi) 昭和日タン株式会社 (注 3) (所有株式数: 201,066 株、所有割合: 1.36%)。以下「昭和日タン」といいます。 (以下「本応募合意株主」と総称します。また、以下 (iv) 雅洋氏及び (x ii) 俊輔氏を合わせて、「本応募合意株主 (再出資予定)」といい、雅洋氏、昌隆氏及び昭和日タンを除く本応募合意株

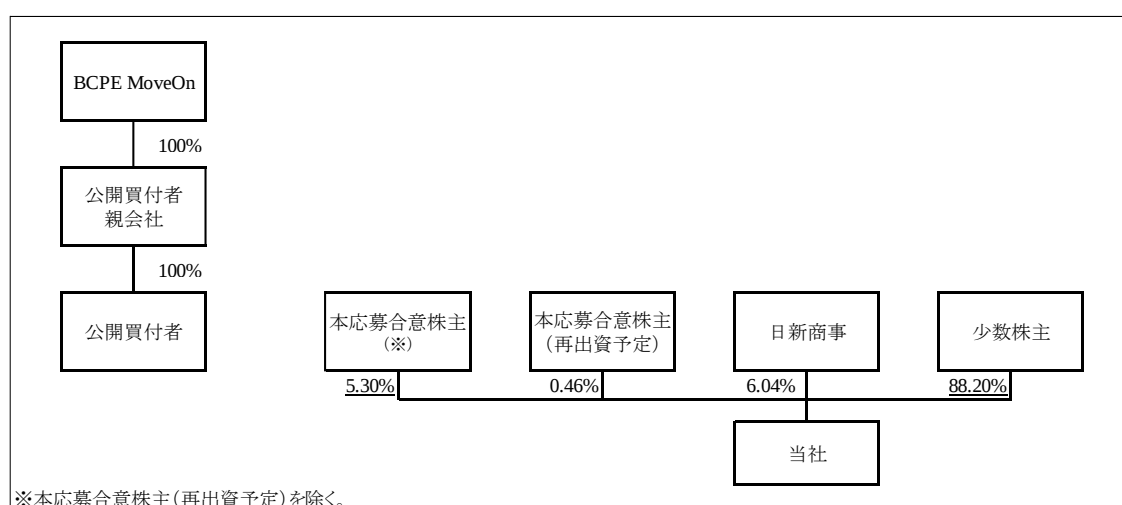
主を「本応募合意株主（関係者株主）」と総称します。）との間で、公開買付応募契約（以下、雅洋氏との間の公開買付応募契約を「本応募契約（雅洋氏）」、昌隆氏との間の公開買付応募契約を「本応募契約（昌隆氏）」、本応募合意株主（関係者株主）との間の公開買付応募契約を「本応募契約（関係者株主）」、昭和日タンとの間の公開買付応募契約を「本応募契約（昭和日タン）」といい、これらを総称して「本応募契約」といいます。）をそれぞれ締結し、本応募合意株主は、その所有する当社株式の全て（所有株式数の合計：848,306株、所有割合の合計：5.75%、以下「本応募株式」といいます。）（但し、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）の最終日までに譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株式を除きます。）を本公開買付けに応募する旨を合意しているとのことです。本応募契約及び本応募契約の詳細につきましては、下記「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

No.	株主名	所有株式数（株）	所有割合（%）	雅洋氏との親族関係
i	筒井雄一	89,625株	0.61%	四親等
ii	磯部千恵子	80,000株	0.54%	三親等
iii	筒井明子	66,136株	0.45%	三親等
iv	筒井雅洋	62,701株	0.43%	本人
v	東山紀子	57,320株	0.39%	三親等
vi	筒井昌隆	48,895株	0.33%	四親等
vii	筒井長彌	19,800株	0.13%	六親等
viii	筒井亮平	19,400株	0.13%	三親等
ix	筒井啓雄	18,740株	0.13%	六親等
x	筒井敦子	16,310株	0.11%	一親等
x i	筒井健司	15,100株	0.10%	二親等
x ii	筒井俊輔	4,800株	0.03%	三親等
x iii	雅洋氏のその他親族6名	65,233株	0.44%	親族
x iv	中西富貴雄	50,300株	0.34%	—
x v	中西大輔	32,880株	0.22%	—
x vi	昭和日タン株式会社	201,066株	1.36%	—
合計	—	848,306株	5.75%	—

＜中略＞

現在、想定されている一連の取引を図示すると大要以下のとおりとのことです。

I. 本公開買付けの実施前



＜後略＞

(訂正後)

＜前略＞

また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025 年 5 月 12 日付で、当社の創業家である (i) 筒井雄一氏 (所有株式数：89,625 株、所有割合：0.61%)、(ii) 磯部千恵子氏 (所有株式数：80,000 株、所有割合：0.54%)、(iii) 筒井明子氏 (所有株式数：66,136 株、所有割合：0.45%)、(iv) 雅洋氏 (所有株式数：62,701 株、所有割合：0.43%)、(v) 東山紀子氏 (所有株式数：57,320 株、所有割合：0.39%)、(vi) 筒井昌隆氏 (所有株式数：48,895 株、所有割合：0.33%。以下「昌隆氏」といいます。)、(vii) 筒井長彌氏 (所有株式数：19,800 株、所有割合：0.13%)、(viii) 筒井亮平氏 (所有株式数：19,400 株、所有割合：0.13%)、(ix) 筒井啓雄氏 (所有株式数：18,740 株、所有割合：0.13%)、(x) 筒井敦子氏 (所有株式数：16,310 株、所有割合：0.11%)、(x i) 筒井健司氏 (所有株式数：15,100 株、所有割合：0.10%)、(x ii) 筒井俊輔氏 (所有株式数：4,800 株、所有割合：0.03%。以下「俊輔氏」といいます。) 及び (x iii) 雅洋氏のその他親族 6 名 (所有株式数の合計：65,233 株、所有割合の合計：0.44%)、並びに (x iv) 中西富貴雄氏 (所有株式数：50,300 株、所有割合：0.34%)、(x v) 中西大輔氏 (所有株式数：32,880 株、所有割合：0.22%) 及び (x vi) 昭和日タン株式会社 (注 3) (所有株式数：201,066 株、所有割合：1.36%。以下「昭和日タン」といいます。)(以下「本応募合意株主 (5 月 12 日付)」と総称します。また、以下 (iv) 雅洋氏及び (x ii) 俊輔氏を合わせて、「本応募合意株主 (再出資予定)」といい、雅洋氏、昌隆氏及び昭和日タンを除く本応募合意株主 (5 月 12 日付) を「本応募合意株主 (5 月 12 日付締結関係者株主)」と総称します。)との間で、公開買付応募契約 (以下、雅洋氏との間の公開買付応募契約を「本応募契約 (雅洋氏)」、昌隆氏との間の公開買付応募契約を「本応募契約 (昌隆氏)」、本応募合意株主 (5 月 12 日付締結関係者株主) との間の公開買付応募契約を「本応募契約 (5 月 12 日付締結関係者株主)」、昭和日タンとの間の公開買付応募契約を「本応募契約 (昭和日タン)」といい、これらを総称して「本応募契約 (5 月 12 日付)」といいます。)をそれぞれ締結し、本応募合意株主 (5 月 12 日付) は、その所有する当社株式の全て (所有株式数の合計：848,306 株、所有割合の合計：5.75%、以下「本応募株式 (5 月 12 日付)」といいます。)(但し、本公開買付けにおける買付け等の期間 (以下「公開買付期間」といいます。))の最終日までに譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株式を除きます。)を本公開買付けに応募する旨を合意しているとのことです。その後、公開買付者は、2025 年 5 月 23 日付で、(x vii) 複数の個人株主及び法人株主 (以下「本応募合意株主 (5 月 23 日付締結関係者株主)」といい、本応募合意株主 (5 月 12 日付締結関係者株主) と併せて「本応募合意株主 (関係者株主)」と総称します。また、本応募合意株主 (5 月 12 日付) 及び本応募合意株主 (5 月 23 日付締結関係者株主) を以下「本応募合意株主」と総称します。)との間で、公開買付応募契約 (以下「本応募契約 (5 月 23 日付締結関係者株主)」といい、本応募契約 (5 月 12 日付締結関係者株主) と併せて「本応募契約 (関係者株主)」と総称します。また、本応募契約 (5 月 12 日付) 及び「本応募契約 (5 月 23 日付締結関係者株主)」を「本応募契約」と総称します。)をそれぞれ締結し、本応募合意株主 (5 月 23 日付締結関係者株主) は、その所有する当社株式の全て (所有株式数の合計：78,140 株、所有割合の合計：0.53%、本応募株式 (5 月 12 日付) と併せて以下「本応募株式」と総称します。)を本公開買付けに応募する旨を合意しているとのことです。本不応募契約及び本応募契約の詳細につきましては、下記「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

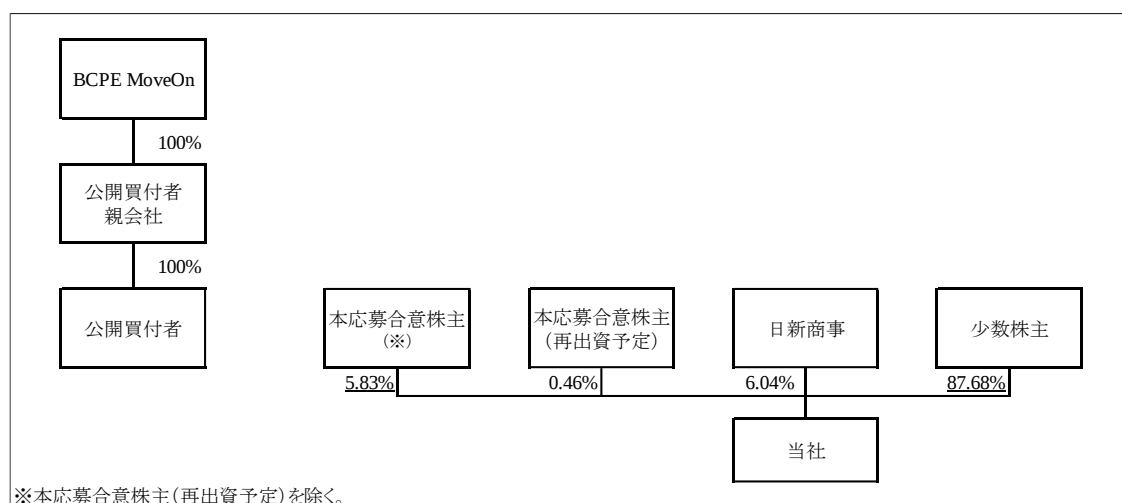
No.	株主名	所有株式数 (株)	所有割合 (%)	雅洋氏との親族関係
i	筒井雄一	89,625 株	0.61%	四親等
ii	磯部千恵子	80,000 株	0.54%	三親等
iii	筒井明子	66,136 株	0.45%	三親等
iv	筒井雅洋	62,701 株	0.43%	本人
v	東山紀子	57,320 株	0.39%	三親等
vi	筒井昌隆	48,895 株	0.33%	四親等
vii	筒井長彌	19,800 株	0.13%	六親等
viii	筒井亮平	19,400 株	0.13%	三親等
ix	筒井啓雄	18,740 株	0.13%	六親等
x	筒井敦子	16,310 株	0.11%	一親等

x i	筒井健司	15,100 株	0.10%	二親等
x ii	筒井俊輔	4,800 株	0.03%	三親等
x iii	雅洋氏のその他親族 6 名	65,233 株	0.44%	親族
x iv	中西富貴雄	50,300 株	0.34%	—
x v	中西大輔	32,880 株	0.22%	—
x vi	昭和日タン株式会社	201,066 株	1.36%	—
x vii	本応募合意株主（5月23日付締結関係者株主）	78,140 株	0.53%	—
合計	—	926,446 株	6.28%	—

＜中略＞

現在、想定されている一連の取引を図示すると大要以下のとおりとのことです。

I. 本公開買付けの実施前



＜後略＞

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

(i) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程 (訂正前)

＜前略＞

上記の当社及び本特別委員会との交渉と並行して、ベインキャピタルは、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、2025 年 4 月上旬に、本応募合意株主との間で本応募契約の締結に向けた交渉を開始し、2025 年 5 月 12 日、公開買付者は本応募合意株主との間で本応募合意株主が所有する当社株式の全て(但し、公開買付け期間の最終日までに譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株式を除きます。)について本公開買付けに応募することを含む本応募契約を締結したとのことです。また、ベインキャピタルは、2025 年 5 月 12 日、本応募合意株主(再出資予定)との間で、本再出資の条件、本取引後の当社の運営及び本再出資後の公開買付者親会社の株式の取扱いを含む本株主間契約の内容について合意したとのことです。本応募契約及び本株主間契約の詳細については、下記「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

＜後略＞

(訂正後)

＜前略＞

上記の当社及び本特別委員会との交渉と並行して、ベインキャピタルは、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、2025 年 4 月上旬に、本応募合意株主(5月12日付)との間で本応募契約(5

月 12 日付の締結に向けた交渉を開始し、2025 年 5 月 12 日、公開買付者は本応募合意株主（5 月 12 日付）との間で本応募合意株主（5 月 12 日付）が所有する当社株式の全て（但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株式を除きます。）について本公開買付けに応募することを含む本応募契約（5 月 12 日付）を締結したとのことです。また、ペインキャピタルは、2025 年 5 月 12 日、本応募合意株主（再出資予定）との間で、本再出資の条件、本取引後の当社の運営及び本再出資後の公開買付者親会社の株式の取扱いを含む本株主間契約の内容について合意したとのことです。本公開買付けが開始された 2025 年 5 月 13 日以降、公開買付者は、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、本応募合意株主（5 月 23 日付締結関係者株主）との間で本応募契約（5 月 23 日付締結関係者株主）の締結に向けた交渉を開始し、当該交渉において、本応募合意株主（5 月 23 日付締結関係者株主）に本公開買付けへの応募の打診を行い、本応募合意株主（5 月 23 日付締結関係者株主）における検討を経て、同月 23 日、本応募合意株主（5 月 23 日付締結関係者株主）から、その所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募する旨の意向を確認したため、同日付で本応募合意株主（5 月 23 日付締結関係者株主）との間で本応募契約（5 月 23 日付締結関係者株主）を締結したとのことです。本応募契約及び本株主間契約の詳細については、下記「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

〈後略〉

（6）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

⑧ マジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）を上回る買付予定数の下限の設定
（訂正前）

公開買付者は、買付予定数の下限を 8,896,100 株（所有割合：60.35%）と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（8,896,100 株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないこととしているとのことです。なお、買付予定数の下限である 8,896,100 株（所有割合：60.35%）は、本決算短信に記載された 2025 年 3 月 31 日現在の当社の発行済株式総数（15,512,769 株）から、2025 年 3 月 31 日現在の当社が所有する自己株式数（771,656 株）、本応募株式に係る株式数（848,306 株）及び本不応募株式に係る株式数（890,200 株）を控除した株式数（13,002,607 株）を 2 で除した株式数（6,501,304 株（小数点以下を切り上げ）、所有割合：44.10%。これは、公開買付者と重要な利害関係者を有しない当社の株主の皆様が所有する当社株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）」に相当する数です。）を上回るものとなるとのことです。

これにより、当社の少数株主の皆様の意思を重視して、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしているとのことです。

（訂正後）

公開買付者は、買付予定数の下限を 8,896,100 株（所有割合：60.35%）と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（8,896,100 株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないこととしているとのことです。なお、買付予定数の下限である 8,896,100 株（所有割合：60.35%）は、本決算短信に記載された 2025 年 3 月 31 日現在の当社の発行済株式総数（15,512,769 株）から、2025 年 3 月 31 日現在の当社が所有する自己株式数（771,656 株）、本応募株式に係る株式数（926,446 株）及び本不応募株式に係る株式数（890,200 株）を控除した株式数（12,924,467 株）を 2 で除した株式数（6,462,234 株（小数点以下を切り上げ）、所有割合：43.84%。これは、公開買付者と重要な利害関係者を有しない当社の株主の皆様が所有する当社株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）」に相当する数です。）を上回るものとなるとのことです。

これにより、当社の少数株主の皆様の意思を重視して、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様
の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしているとのこ
とです。

4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

(2) 本応募契約（関係者株主）

（訂正前）

公開買付者は、本応募合意株主（関係者株主）との間で、2025 年 5 月 12 日付で本応募契約（関係者株
主）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（関係者株主）が所有する当社株式の全て（合計 535,644 株、所
有割合：3.63%）について、本公開買付けに応募する旨の合意をしているとのことです。なお、本応募契
約（関係者株主）において、本応募合意株主（関係者株主）の本公開買付けへの応募義務を免除する旨の
条項は存在せず、また、本応募契約（関係者株主）を除いて、公開買付者と本応募合意株主（関係者株
主）との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払を除き、本応募合意株主
（関係者株主）に対して本公開買付けの成立に際して付与される利益はないとのことです。

〈後略〉

（訂正後）

公開買付者は、本応募合意株主（5 月 12 日付締結関係者株主）との間で、2025 年 5 月 12 日付で本
応募契約（5 月 12 日付締結関係者株主）をそれぞれ締結し、また、本応募合意株主（5 月 23 日付締結関
係者株主）との間で、同年 5 月 23 日付で本応募契約（5 月 23 日付締結関係者株主）をそれぞれ締結し、
本応募合意株主（関係者株主）が所有する当社株式の全て（合計 613,784 株、所有割合：4.16%）につ
いて、本公開買付けに応募する旨の合意をしているとのことです。なお、本応募契約（関係者株主）にお
いて、本応募合意株主（関係者株主）の本公開買付けへの応募義務を免除する旨の条項は存在せず、ま
た、本応募契約（関係者株主）を除いて、公開買付者と本応募合意株主（関係者株主）との間で本取引に
関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払を除き、本応募合意株主（関係者株主）に対して
本公開買付けの成立に際して付与される利益はないとのことです。

〈後略〉

以 上

（参考）

2025 年 5 月 23 日付「（訂正）株式会社 BCJ-98 による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社日
新（証券コード：9066）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂
正に関するお知らせ」（別添）

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧ください。株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。）第 13 条（e）項又は第 14 条（d）項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

ベインキャピタル、公開買付者及びその関連者（当社を含みます。）並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条（b）の要件に従い、当社株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

【将来に関する記述】

このプレスリリースには、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第 27 A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21 E 条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者（affiliate）は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

会社法に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。



2025 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社日新
代 表 者 名 代表取締役社長 筒 井 雅 洋
(コード番号 9066 東証プライム市場)
問 合 せ 先 取締役専務執行役員 管理本部長 栗 原 智
(TEL. 03-3238-6555)

会 社 名 株式会社 BCJ-98
代 表 者 名 代表取締役 杉 本 勇 次

**(訂正) 株式会社 BCJ-98 による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う
「株式会社 BCJ-98 による株式会社日新 (証券コード: 9066) の普通株式に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ**

株式会社 BCJ-98 は、株式会社日新の普通株式に対する公開買付けに関する 2025 年 5 月 13 日付公開買付届出書について、金融商品取引法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を 2025 年 5 月 23 日付で関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、2025 年 5 月 12 日付「株式会社 BCJ-98 による株式会社日新 (証券コード: 9066) の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び 2025 年 5 月 13 日付公開買付開始公告の内容が別添のとおり訂正されますので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、株式会社 BCJ-98 (公開買付者) が、株式会社日新 (公開買付けの対象者) に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2025 年 5 月 23 日付「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社日新 (証券コード: 9066) の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」

2025 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社 BCJ-98

代 表 者 名 代表取締役 杉本 勇次

**(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う
「株式会社日新（証券コード：9066）の普通株式に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ**

株式会社 BCJ-98（以下「公開買付者」といいます。）は、株式会社東京証券取引所のプライム市場に上場している株式会社日新（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の全て（但し、譲渡制限付株式報酬として対象者の取締役、執行役員及び社員持株会に付与された対象者の譲渡制限付株式を含み、対象者の第3位株主（2025年3月31日時点）であり、対象者がその第2位株主（2025年3月31日時点）で、対象者の代表取締役であり株主である筒井雅洋氏の親族である筒井博昭氏が代表取締役である日新商事株式会社が所有する対象者株式の全て及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者株式を非公開化するための一連の取引の一環として、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を2025年5月13日より開始しております。

今般、公開買付者が、2025年5月23日付で、追加で、複数の個人株主及び法人株主との間で、これらの者が所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結したことに伴い、本公開買付けに係る公開買付届出書及びその添付書類である2025年5月13日付「公開買付開始公告」（以下「本公開買付開始公告」といいます。）の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を2025年5月23日付で関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、2025年5月12日付「株式会社日新（証券コード：9066）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（以下「公開買付開始プレスリリース」といいます。）及び本公開買付開始公告の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。

なお、本訂正は、法第27条の3第2項第1号に定義される買付条件等の変更ではありません。変更箇所には下線を付しております。

記

I. 公開買付開始プレスリリースの訂正内容

2. 本公開買付けの概要

（訂正前）

＜前略＞

また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、本日付で、対象者の創業家である（i）筒井雄一氏（所有株式数：89,625株、所有割合：0.61%。）、（ii）磯部千恵子氏（所有株式数：80,000株、所有割合：0.54%。）、（iii）筒井明子氏（所有株式数：66,136株、所有割合：0.45%。）、（iv）雅洋氏（所有株式数：62,701株、所有割合：0.43%。）、（v）東山紀子氏（所有株式数：57,320株、所有割合：0.39%。）、（vi）筒井昌隆氏（所有株式数：48,895株、所有割合：0.33%。）、（vii）筒井長彌氏（所有株式数：19,800株、所有割合：0.13%。）、（viii）筒井亮平氏（所有株式数：19,400株、所有割合：0.13%。）、（ix）筒井啓雄氏（所有株式数：18,740株、所有割合：0.13%。）、（x）筒井敦子氏（所有株式数：16,310株、所有割合：0.11%。）、（xi）筒井健司氏（所有株式数：15,100株、所有割合：0.10%。）、（xii）筒井俊輔氏（所

有株式数：4,800株、所有割合：0.03%。以下「俊輔氏」といいます。）及び（x iii）雅洋氏のその他親族6名（所有株式数の合計：65,233株、所有割合の合計：0.44%。）、並びに（x iv）中西富貴雄氏（所有株式数：50,300株、所有割合：0.34%。）、（x v）中西大輔氏（所有株式数：32,880株、所有割合：0.22%。）及び（x vi）昭和日タン株式会社（注4）（所有株式数：201,066株、所有割合：1.36%。以下「昭和日タン」といいます。）（以下「本応募合意株主」と総称します。また、以下（iv）雅洋氏及び（x ii）俊輔氏を合わせて、「本応募合意株主（再出資予定）」といいます。）との間で、公開買付応募契約をそれぞれ締結し、本応募合意株主は、その所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：848,306株、所有割合の合計：5.75%。）（但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株式を除きます。）を本公開買付けに応募する旨を合意しております。

No.	株主名	所有株式数 (株)	所有割合 (%)	雅洋氏との親 族関係
i	筒井雄一	89,625株	0.61%	四親等
ii	磯部千恵子	80,000株	0.54%	三親等
iii	筒井明子	66,136株	0.45%	三親等
iv	筒井雅洋	62,701株	0.43%	本人
v	東山紀子	57,320株	0.39%	三親等
vi	筒井昌隆	48,895株	0.33%	四親等
vii	筒井長彌	19,800株	0.13%	六親等
viii	筒井亮平	19,400株	0.13%	三親等
ix	筒井啓雄	18,740株	0.13%	六親等
x	筒井敦子	16,310株	0.11%	一親等
x i	筒井健司	15,100株	0.10%	二親等
x ii	筒井俊輔	4,800株	0.03%	三親等
x iii	雅洋氏のその他親族6名	65,233株	0.44%	親族
x iv	中西富貴雄	50,300株	0.34%	—
x v	中西大輔	32,880株	0.22%	—
x vi	昭和日タン株式会社	201,066株	1.36%	—
合計	—	848,306株	5.75%	—

<後略>

（訂正後）

<前略>

また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、本日付で、対象者の創業家である（i）筒井雄一氏（所有株式数：89,625株、所有割合：0.61%。）、（ii）磯部千恵子氏（所有株式数：80,000株、所有割合：0.54%。）、（iii）筒井明子氏（所有株式数：66,136株、所有割合：0.45%。）、（iv）雅洋氏（所有株式数：62,701株、所有割合：0.43%。）、（v）東山紀子氏（所有株式数：57,320株、所有割合：0.39%。）、（vi）筒井昌隆氏（所有株式数：48,895株、所有割合：0.33%。）、（vii）筒井長彌氏（所有株式数：19,800株、所有割合：0.13%。）、（viii）筒井亮平氏（所有株式数：19,400株、所有割合：0.13%。）、（ix）筒井啓雄氏（所有株式数：18,740株、所有割合：0.13%。）、（x）筒井敦子氏（所有株式数：16,310株、所有割合：0.11%。）、（x i）筒井健司氏（所有株式数：15,100株、所有割合：0.10%。）、（x ii）筒井俊輔氏（所有株式数：4,800株、所有割合：0.03%。以下「俊輔氏」といいます。）及び（x iii）雅洋氏のその他親族6名（所有株式数の合計：65,233株、所有割合の合計：0.44%。）、並びに（x iv）中西富貴雄氏（所有株式数：50,300株、所有割合：0.34%。）、（x v）中西大輔氏（所有株式数：32,880株、所有割合：0.22%。）及び（x vi）昭和日タン株式会社（注4）（所有株式数：201,066株、所有割合：1.36%。以下「昭和日タン」といいます。）（以下「本応募合意株主（5月12日付）」と総称します。また、以下（iv）雅洋氏及び（x ii）俊輔氏を合わせて、「本応募合意株主（再出資予定）」といいます。）との間で、公開買付応募契約をそれぞれ締結し、本応募合意株主（5月12日付）は、その所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：848,306株、所有割合の合計：5.75%。）（但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株式を除きます。）を本公開買付けに応募する旨を合意しております。その後、公開買付者は、2025年5月23日付で、（x vii）複数の個人株主及び法人株主（以下「本応募合意株主（5月23日付締結関係者株主）」と総称します。）との間で、公開買付応募契約をそれぞれ締結し、本応募合意株主（5月23日付締結関係者株主）は、その所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：78,140株、所有割合の合計：0.53%。）を本公開買付けに応募する旨を合意しております。

No.	株主名	所有株式数 (株)	所有割合 (%)	雅洋氏との親 族関係
i	筒井雄一	89,625 株	0.61%	四親等
ii	磯部千恵子	80,000 株	0.54%	三親等
iii	筒井明子	66,136 株	0.45%	三親等
iv	筒井雅洋	62,701 株	0.43%	本人
v	東山紀子	57,320 株	0.39%	三親等
vi	筒井昌隆	48,895 株	0.33%	四親等
vii	筒井長彌	19,800 株	0.13%	六親等
viii	筒井亮平	19,400 株	0.13%	三親等
ix	筒井啓雄	18,740 株	0.13%	六親等
x	筒井敦子	16,310 株	0.11%	一親等
x i	筒井健司	15,100 株	0.10%	二親等
x ii	筒井俊輔	4,800 株	0.03%	三親等
x iii	雅洋氏のその他親族 6 名	65,233 株	0.44%	親族
x iv	中西富貴雄	50,300 株	0.34%	—
x v	中西大輔	32,880 株	0.22%	—
x vi	昭和日タン株式会社	201,066 株	1.36%	—
x vii	本応募合意株主 (5 月 23 日付 締結関係者株主)	78,140 株	0.53%	—
合計	—	926,446 株	6.28%	—

<後略>

II. 本公開買付開始公告の訂正内容

1. 公開買付けの目的

(訂正前)

<前略>

また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025 年 5 月 12 日付で、対象者の創業家である (i) 筒井雄一氏 (所有株式数 : 89,625 株、所有割合 : 0.61%)、(ii) 磯部千恵子氏 (所有株式数 : 80,000 株、所有割合 : 0.54%)、(iii) 筒井明子氏 (所有株式数 : 66,136 株、所有割合 : 0.45%)、(iv) 雅洋氏 (所有株式数 : 62,701 株、所有割合 : 0.43%)、(v) 東山紀子氏 (所有株式数 : 57,320 株、所有割合 : 0.39%)、(vi) 筒井昌隆氏 (所有株式数 : 48,895 株、所有割合 : 0.33%)、(vii) 筒井長彌氏 (所有株式数 : 19,800 株、所有割合 : 0.13%)、(viii) 筒井亮平氏 (所有株式数 : 19,400 株、所有割合 : 0.13%)、(ix) 筒井啓雄氏 (所有株式数 : 18,740 株、所有割合 : 0.13%)、(x) 筒井敦子氏 (所有株式数 : 16,310 株、所有割合 : 0.11%)、(x i) 筒井健司氏 (所有株式数 : 15,100 株、所有割合 : 0.10%)、(x ii) 筒井俊輔氏 (所有株式数 : 4,800 株、所有割合 : 0.03%) 及び (x iii) 雅洋氏のその他親族 6 名 (所有株式数の合計 : 65,233 株、所有割合の合計 : 0.44%)、並びに (x iv) 中西富貴雄氏 (所有株式数 : 50,300 株、所有割合 : 0.34%)、(x v) 中西大輔氏 (所有株式数 : 32,880 株、所有割合 : 0.22%) 及び (x vi) 昭和日タン株式会社 (所有株式数 : 201,066 株、所有割合 : 1.36%) (以下「本応募合意株主」と総称します。)との間で、公開買付応募契約をそれぞれ締結し、本応募合意株主は、その所有する対象者株式の全て (所有株式数の合計 : 848,306 株、所有割合の合計 : 5.75%) (但し、本公開買付けの買付け等の期間 (以下「公開買付期間」といいます。)の最終日までに譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株式を除きます。)を本公開買付けに応募する旨を合意しております。

<後略>

(訂正後)

<前略>

また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025 年 5 月 12 日付で、対象者の創業家である (i) 筒井雄一氏 (所有株式数 : 89,625 株、所有割合 : 0.61%)、(ii) 磯部千恵子氏 (所有株式数 : 80,000 株、所有割合 : 0.54%)、(iii) 筒井明子氏 (所有株式数 : 66,136 株、所有割合 : 0.45%)、(iv) 雅洋氏 (所

有株式数 :62,701 株、所有割合 :0.43%。)、(v) 東山紀子氏 (所有株式数 :57,320 株、所有割合 :0.39%。)、
(vi) 筒井昌隆氏 (所有株式数 :48,895 株、所有割合 :0.33%。)、(vii) 筒井長彌氏 (所有株式数 :19,800 株、所有割合 :0.13%。)、(viii) 筒井亮平氏 (所有株式数 :19,400 株、所有割合 :0.13%。)、(ix) 筒井啓雄氏 (所有株式数 :18,740 株、所有割合 :0.13%。)、(x) 筒井敦子氏 (所有株式数 :16,310 株、所有割合 :0.11%。)、(x i) 筒井健司氏 (所有株式数 :15,100 株、所有割合 :0.10%。)、(x ii) 筒井俊輔氏 (所有株式数 :4,800 株、所有割合 :0.03%。) 及び (x iii) 雅洋氏のその他親族 6 名 (所有株式数の合計 :65,233 株、所有割合の合計 :0.44%。)、並びに (x iv) 中西富貴雄氏 (所有株式数 :50,300 株、所有割合 :0.34%。)、
(x v) 中西大輔氏 (所有株式数 :32,880 株、所有割合 :0.22%。) 及び (x vi) 昭和日タン株式会社 (所有株式数 :201,066 株、所有割合 :1.36%。)(以下「本応募合意株主 (5月12日付)」と総称します。)との間で、公開買付応募契約をそれぞれ締結し、本応募合意株主 (5月12日付) は、その所有する対象者株式の全て (所有株式数の合計 :848,306 株、所有割合の合計 :5.75%。)(但し、本公開買付けの買付け等の期間 (以下「公開買付期間」といいます。)の最終日までに譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株式を除きます。)を本公開買付けに応募する旨を合意しております。その後、公開買付者は、2025年5月23日付で、(x vii) 複数の個人株主及び法人株主 (以下「本応募合意株主 (5月23日付締結関係者株主)」と総称します。)との間で、公開買付応募契約をそれぞれ締結し、本応募合意株主 (5月23日付締結関係者株主) は、その所有する対象者株式の全て (所有株式数の合計 :78,140 株、所有割合の合計 :0.53%。)を本公開買付けに応募する旨を合意しております。

<後略>

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。）第 13 条（e）項又は第 14 条（d）項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

ベインキャピタル、公開買付者及びその関連者（対象者を含みます。）並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条（b）の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

【将来に関する記述】

このプレスリリースには、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第 27 A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21 E 条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者（affiliate）は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

会社法に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取る場合があります。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。